

拠点福祉避難所の開設及び運営に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、拠点福祉避難所の開設及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に緊急の入院加療等を必要としないものの、専門性の高いサービスを必要とし、市が開設した指定避難所では避難生活に困難が生じる災害時要援護者を収容する拠点福祉避難所の開設及び運営に関し、必要な事項を定める。

（対象者）

第2条 拠点福祉避難所に収容できる者は、甲の市若しくは区の災害対策本部又は指定避難所において、次の各号のいずれかに該当すると認められたものとする。

- （1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないものの、専門性の高いサービスを必要とし、指定避難所では避難生活に困難が生じると認められる災害時要援護者
 - （2）前号の災害時要援護者の親族等であって、拠点福祉避難所で当該災害時要援護者とともに避難生活をおくることにより、当該災害時要援護者の安定した避難生活の確保に寄与すると認められるもの
- 2 前項第2号に該当する者は、必要最低限の人数とする。

（拠点福祉避難所の開設）

第3条 甲は、拠点福祉避難所の開設の必要性を認めるときは、乙と収容が可能な災害時要援護者の範囲、人数その他の事項について協議を行うものとする。

- 2 乙は、前項の協議に当たっては、可能な範囲で災害時要援護者を受け入れるよう努めるものとする。
- 3 甲は、前2項の協議の結果に基づき、拠点福祉避難所の開設及び災害時要援護者の収容を要請し、乙はこれを受け入れるものとする。
- 4 前項の要請は、移送しようとする災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（拠点福祉避難所への移送）

第4条 災害時要援護者の指定避難所から拠点福祉避難所への移送は、当該災害時要援護者の親族、近隣居住者等の支援者が当たるほか、当該指定避難所の従事者が消防団、警察、拠点福祉避難所管理者、福祉タクシー事業者等の協力を得て実施する。

(拠点の福祉避難所の運営)

第5条 拠点の福祉避難所の運営は、乙が行うものとする。

- 2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、物資の調達、ボランティア等支援者の確保その他拠点の福祉避難所の運営に関し必要な協力を行うものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、災害発生時の災害時要援護者の支援に必要な物資の調達等に努めるとともに、乙が拠点の福祉避難所の開設及び運営に関して負担した費用を負担する。

- 2 前項の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による国庫負担の基準等を勘案するものとする。

(平時における連携)

第7条 乙は、毎年度4月末までに、災害時の緊急連絡体制、受け入れることのできる災害時要援護者の範囲及び人数等について、甲に報告するものとする。また、変更があった場合は、遅滞なく甲に報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、この協定を円滑に履行するため、災害時における甲乙間の連絡体制の整備について協議を行うものとする。

(開設の期間)

第8条 拠点の福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内を原則とする。ただし、甲が期間を延長する必要があると認めるときは、乙との協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする

(指定避難所への所属職員の派遣)

第9条 甲は、甲が開設を決定した指定避難所における災害時要援護者の支援に必要な人材について、乙に所属する職員の当該指定避難所への派遣について乙と協議を行うことができる。

- 2 乙は、前項の協議に当たっては、可能な範囲で職員の派遣について協力するものとする。
- 3 甲は、前2項の協議の結果に基づき、乙に所属する職員の指定避難所への派遣を要請し、乙はこれを受け入れるものとする。
- 4 前項の要請は、派遣先となる指定避難所、必要な人材の職種、人数等を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(効力)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、締結の日の属する年度の末日をもって失効する。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による異議の申出がないときは、同内容をもって協定期間を1年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

【障害者施設】

	所在区	施設名
1	中央区	千葉市亥鼻福祉作業所
2	中央区	社会福祉法人 千葉アフターケア協会 「ハピネス浜野」
3	花見川区	社会福祉法人 愛誠会 「ワーク幕張」
4	花見川区	社会福祉法人 栗の木 「ステップちば」
5	花見川区	社会福祉法人 栗の木 「支援センターはなみがわ」
6	花見川区	社会福祉法人 斉信会 「畑町ガーデン」
7	稲毛区	社会福祉法人 つどい 「あやめ」
8	稲毛区	社会福祉法人 父の樹会 「あけぼの園」
9	稲毛区	社会福祉法人 父の樹会 「父の樹園」
10	稲毛区	社会福祉法人 千葉市手をつなぐ育成会 「でい・さくさべ」
11	稲毛区	社会福祉法人 千葉市手をつなぐ育成会 「地域生活支援センターふるる」
12	若葉区	千葉市大宮学園
13	若葉区	千葉市桜木園
14	若葉区	社会福祉法人 宝寿会 「若葉泉の里」
15	若葉区	社会福祉法人 ゆいまーる 「もくまお」
16	若葉区	社会福祉法人 九曜会 「たかね園」
17	若葉区	社会福祉法人 あしたば 「中野学園」
18	緑区	千葉市鎌取福祉作業所
19	緑区	社会福祉法人 父の樹会 「ガーデンセブン」
20	緑区	社会福祉法人 うぐいす会 「こころの風 元気村」
21	緑区	社会福祉法人 晴山会 「鎌取晴山苑」
22	緑区	社会福祉法人 くちなし 「セルフ・ガーデンハウス」
23	緑区	社会福祉法人 心友会 「しいのみ園」
24	緑区	社会福祉法人 清輝会 「アガペの里」
25	緑区	社会福祉法人 清輝会 「エルピザの里」
26	美浜区	千葉市療育センター
27	美浜区	社会福祉法人 つどい 「コスモス」
28	美浜区	社会福祉法人 春陽会 「ディアフレンズ美浜」
29	美浜区	社会福祉法人 千葉市手をつなぐ育成会 「でい・まさご」

【高齢者施設】

	所在区	施設名
1	中央区	千葉市中央いきいきプラザ
2	中央区	千葉市蘇我いきいきセンター
3	中央区	医療法人 グリーンエミネンス 「うらら」
4	中央区	社会福祉法人 清峯会 「都苑（特別養護老人ホーム）」
5	中央区	社会福祉法人 清峯会 「都苑（軽費老人ホーム）」
6	中央区	社会福祉法人 千葉県福祉援護会 「ローゼンヴィラはま野」
7	中央区	医療法人社団 湖聖会 「純恵の郷」
8	中央区	社会福祉法人 徳和会 「あかいの郷」
9	中央区	社会福祉法人 萩会 「赤かぶ園」
10	中央区	社会福祉法人 友和会 「ピアポート千寿苑」
11	中央区	社会福祉法人 淑徳福祉会 「淑徳共生苑」
12	中央区	社会福祉法人 白山会 「星久喜白山荘」
13	中央区	社会福祉法人 煌徳会 「新千葉一倫荘」
14	中央区	社会福祉法人 はつらつの里 「はつらつ浜野」
15	中央区	医療法人社団 葵会 「葵の園・はまの」
16	中央区	社団法人 全国社会保険協会連合会 「サンビューちば」
17	花見川区	千葉市花見川いきいきプラザ
18	花見川区	千葉市花見川いきいきセンター
19	花見川区	千葉市さつきが丘いきいきセンター
20	花見川区	社会福祉法人 晴山会 「晴山苑（特別養護老人ホーム）」
21	花見川区	社会福祉法人 晴山会 「晴山苑（介護老人保健施設）」
22	花見川区	社会福祉法人 晴山会 「晴山苑（軽費老人ホーム）」
23	花見川区	医療法人社団 晴山会 「晴山会ケアセンター」
24	花見川区	社会福祉法人 煌徳会 「一倫荘」
25	花見川区	社会福祉法人 愛寿会 「桐花園（特別養護老人ホーム）」
26	花見川区	社会福祉法人 愛寿会 「桐花園（軽費老人ホーム）」
27	花見川区	社会福祉法人 希桜会 「きさらぎ荘」
28	花見川区	社会医療法人社団 千葉県勤労者医療協会 「まくはりの郷」
29	花見川区	社会福祉法人 ひまわり会 「花見の里」
30	花見川区	医療法人社団 有相会 「ゆうあい苑」
31	花見川区	社会福祉法人 鳳雄会 「ゆうゆう苑」
32	花見川区	医療法人社団 鳳雄会 「ほうゆう苑」
33	稲毛区	千葉市稲毛いきいきプラザ
34	稲毛区	千葉市あやめ台いきいきセンター

35	稲毛区	社会福祉法人 双樹会 「双樹苑」
36	稲毛区	社会福祉法人 双樹会 「プラタナス」
37	稲毛区	社会福祉法人 双樹会 「シャンテ山王」
38	稲毛区	社会福祉法人 双樹会 「モンテクローネ」
39	稲毛区	社会福祉法人 双樹会 「ダンディライオン」
40	稲毛区	医療法人社団 翠明会 「アーバンケアセンター」
41	稲毛区	社会福祉法人 高德会 「ソレイユ千葉北」
42	稲毛区	社会福祉法人 初穂会 「稲毛こひつじ園」
43	稲毛区	医療法人社団 親月会 「みどりの家」
44	若葉区	千葉市和陽園
45	若葉区	千葉市若葉いきいきプラザ
46	若葉区	千葉市大宮いきいきセンター
47	若葉区	千葉市都賀いきいきセンター
48	若葉区	社会福祉法人 清和園 「清和園（養護老人ホーム）」
49	若葉区	社会福祉法人 清和園 「清和園（特別養護老人ホーム）」
50	若葉区	社会福祉法人 清和園 「セイワ若松」
51	若葉区	医療法人社団 青草会 「若松ケアセンター」
52	若葉区	社会福祉法人 慈心会 「更科ホーム」
53	若葉区	社会福祉法人 八千代美香会 「ちば美香苑」
54	若葉区	社会福祉法人 孝明会 「昌晴園」
55	若葉区	社会福祉法人 花和会 「サンライズビラ」
56	若葉区	社会福祉法人 高砂会 「中野園」
57	若葉区	社会福祉法人 天光会 「恵光園（特別養護老人ホーム）」
58	若葉区	社会福祉法人 天光会 「恵光園（軽費老人ホーム）」
59	若葉区	社会福祉法人 泉寿会 「いずみ苑（特別養護老人ホーム）」
60	若葉区	社会福祉法人 泉寿会 「いずみ苑「軽費老人ホーム」
61	若葉区	社会福祉法人 泉寿会 「いずみ苑リハビリセンター」
62	若葉区	社会福祉法人 泉寿会 「小倉町いずみ苑」
63	若葉区	社会福祉法人 希桜会 「サニー秋桜」
64	若葉区	社会福祉法人 葉寿会 「菜の花園」
65	若葉区	社会福祉法人 はつらつの里 「はつらつの里」
66	若葉区	社会福祉法人 はつらつの里 「はつらつりハビリセンター」
67	若葉区	医療法人社団 誠馨会 「秀眉園」
68	緑区	千葉市緑いきいきプラザ
69	緑区	千葉市越智いきいきセンター
70	緑区	千葉市土気いきいきセンター

7 1	緑区	社会福祉法人 常盤会 「ときわ園」
7 2	緑区	社会福祉法人 友和会 「千寿苑」
7 3	緑区	社会福祉法人 愛心会 「ロイヤル千葉グリーンホーム」
7 4	緑区	社会福祉法人 寿好会 「けやき園（特別養護老人ホーム）」
7 5	緑区	社会福祉法人 寿好会 「けやき園（軽費老人ホーム）」
7 6	緑区	医療法人社団 寿好会 「ケアセンターけやき園」
7 7	緑区	社会福祉法人 白雪会 「ほんだくらぶ」
7 8	緑区	社会福祉法人 穩寿会 「裕和園」
7 9	緑区	社会福祉法人 穩寿会 「グリーンユーワ」
8 0	緑区	社会福祉法人 穩寿会 「フローラユーワ」
8 1	緑区	医療法人社団 総和会 「総和苑」
8 2	緑区	医療法人社団 葵会 「葵の園・緑区」
8 3	緑区	医療法人社団 淳英会 「おゆみの」
8 4	美浜区	千葉県美浜いきいきプラザ
8 5	美浜区	千葉県真砂いきいきセンター
8 6	美浜区	社会福祉法人 温光会 「みはま苑」
8 7	美浜区	社会福祉法人 清和園 「セイワ美浜」